

## 尼崎市の環境をまもる条例（工場緑化に関する規定）等について

尼崎市都市整備局土木部  
公園計画・21世紀の森担当

### 1 尼崎市の環境をまもる条例及び同条例施行規則の解説

#### (1) 経緯

本市では、昭和48年度に制定された尼崎市民の環境をまもる条例（昭和48年尼崎市条例第3号）に基づき、敷地面積10,000㎡以上の工場・事業場を対象として、敷地面積に対し10%以上の緑化の義務付けを行ってきました。昭和49年に市と工場・事業場は工場緑化協定を締結し、それ以降、敷地の10%緑化に向けての懸命の取り組みが始まりました。そして、工場・事業場の多大な努力の結果、昭和57年末にはすべての工場・事業場において10%緑化の目標が達成されました。

一方、昭和49年に施行された工場立地法では、新設工場について敷地の25%以上（環境施設5%以内を含む）を緑化することが義務づけられています。

平成13年2月に「尼崎市民の環境をまもる条例」が廃止され、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成12年尼崎市条例第51号）が施行されました。これは、旧条例制定当時には制定されていなかった資源・廃棄物問題や地球温暖化等の地球環境問題など数々の環境問題への対応が必要になってきたからです。新条例の制定に伴い工場緑化に関する規定も一部変更しました。主な変更点は工場緑化が工場周辺部での緑化等地域の景観の向上に配慮されたものになることを促進するため、その旨を条例第74条に加えたのをはじめ、緑地の植栽基準を工場立地法などに準じました。

なお、平成22年4月に「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」が制定され、この条例が適用される事業所については、「尼崎市の環境をまもる条例」の緑化義務が適用されないこととなりました。

#### (2) 制度の仕組みについて

条例	良好な環境の確保に関する協定の締結 (条例第15条) 工場緑化(条例第74条)	工場緑化協定 工場又は事業場の敷地の緑化
----	---	-------------------------

規則	工場緑化(規則第25条) 1. 対象規模等 敷地面積10,000㎡以上の工場又は事業場 2. 緑化率 敷地面積の10%以上 3. 植栽基準 別表第2で規定
----	--

工場等緑化に関する基準	用語の定義、工場等敷地以外での緑化面積の確保、緑化面積の計算、緑化協定の締結等 など
-------------	--

(3) 規制の概要について

ア 届出の対象となる工場等

敷地面積が10,000㎡以上の工場・事業場

※工場又は事業場とは建築物を有する（建築する）すべての事業所が対象で、例えば倉庫、流通センター、研究所なども含む。

※尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例（準則条例）の規定による届出を行った工場等については、本条例の緑化義務は適用されません。

イ 届出の内容

敷地面積の10%以上の緑化に関する計画内容等。

工場等緑化面積計画届出書(様式第1号)、工場等緑化面積変更届出書(様式第2号)により届け出る。(工場等緑化に関する基準第9条)

ウ 緑化基準等について

(緑化基準)

○ 条例第74条

第74条 規則で定める面積以上の敷地を有する工場又は事業場の所有者又は管理者は、その敷地面積に応じて、規則で定めるところにより、工場又は事業場の敷地その他市長が定める場所の緑化を図らなければならない。

2 前項の規定により緑化を図る場合にあつては、地域の景観の向上に配慮しなければならない。

○ 施行規則第25条

第25条 条例第74条第1項の規則で定める面積は、10,000平方メートルとする。

2 条例第74条第1項の規定による緑化は、当該工場又は事業場の敷地面積の10パーセントに相当する面積以上の土地について、別表第2に定める基準により図らなければならない。ただし、同表の1の項の(4)に掲げる基準により緑化を図る場合において、地被植物により表面が被われた土地(除草等の手入れがなされているものに限る。)については、その面積の50パーセントに相当する面積を、当該基準により緑化が図られた土地の面積とみなす。

○ 施行規則別表第2による規定

別表第2

1 樹木若しくは地被植物の生育に供される区画された土地又はこれと同等と認められる土地については、次のいずれかの要件に該当する植栽を行うこと。

(1) 10平方メートル当たり高木(植栽時の樹高が3メートル以上の樹木をいう。以下同じ。)が1本以上あること。

(2) 20平方メートル当たり高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木をいう。以下同じ。)が20本以上あること。

(3) 樹冠面積(樹冠の水平投影面積をいう。)の大きさからみて(1)又は(2)と同等と認められるものであること。

(4) 低木又は地被植物で土地の表面が被われていること(地被植物で表面が被われた土地にあつては、除草等の手入れがなされていること。)

2 1に掲げる土地以外の土地については、別に定める要件に該当する植栽を行うこと。

○ 工場等緑化に関する基準

(条例施行規則別表第2の2の項の規定により定める基準)

第5条 条例施行規則別表第2の2の項の規定により定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 高木が5メートル当たり1本以上の割合で線状に植栽されたもの。
- (2) 低木が1メートル当たり2本以上の割合で線状に植栽されたもの。

(緑化面積の計算)

○ 工場等緑化に関する基準

(緑化面積の計算)

第6条 緑化面積は、次の各号に定めるところによる。

(1) 樹木の生育に供される土地が区画されている場合にあつては、当該区画面積とする。ただし、条例施行規則別表第2の1の項に規定された植栽基準に適合しているものに限る。

(2) 樹木の生育に供される土地が区画されていない場合にあつては、次の基準によるものとする。

ア 高木が5メートル当たり1本以上の割合で線状に植栽されたものは、幅員1メートルを限度として計算する。

イ 低木が1メートル当たり2本以上の割合で線状に植栽されたものは、幅員0.3メートルを限度として計算する。

ウ 高木の独立単植の場合は、高木1本当たり10平方メートルの計算とする。ただし、当該樹木の樹冠が10平方メートルに広がる空間を有し、かつ、同規模に成長する樹種の場合に限る。成木に達しているものについては樹冠投影面積とするが、樹冠が重複している場合は林縁を結んだ線で囲まれた区域とする。

エ 低木の独立単植の場合は、低木1本当たり0.5平方メートルの計算とする。

オ パーゴラ等がフジ等のツル性樹木で覆われている場合(フジ棚等)は、当該樹木の樹冠投影面積とする。

カ 芝生(地被植物を含む)面積及び花壇面積にあつては、実植栽面積の50パーセントを緑化面積に算入する。ただし、危険物の規制に関する政令(昭和38年政令第306号)に定める保有空地面積にあつては全面積とする。

キ 屋上緑地については、(1)及び(2)のア～カに掲げる相当面積を緑地面積に算入する。

エ 届出の時期 建築確認申請まで。建築を伴わない場合における緑地の変更の場合は、着工の1ヶ月前まで。

オ 届出先 尼崎市都市整備局土木部 公園計画・21世紀の森担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1

電話06-6489-6530 FAX06-6488-8883

カ 届出部数 2部(うち1部は届出者の控え)

2 工場緑化に関する法・条例について

工場の緑化に関する法・条例には、尼崎市の環境をまもる条例のほか、工場立地法、尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例、環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)、尼崎市住環境整備条例があります。対象業種、対象規模、緑地の基準等はそれぞれの担当にお問い合わせください。

- 尼崎市の環境をまもる条例に関する相談
- 尼崎市住環境整備条例に関する相談
- 環境の保全と創造に関する条例（県条例）に関する相談
- ・ **尼崎市 都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当（本庁北館6階）**  
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1  
電話06-6489-6530 FAX06-6488-8883

尼崎市の環境をまもる条例の全文については、尼崎市ホームページ（<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>）でご覧になれます。

- 工場立地法に関する相談
- 尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例（準則条例）に関する相談
- ・ **尼崎市 経済環境局 経済部 経済活性化対策課（本庁中館7階）**  
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1  
電話 06-6489-6670 FAX06-6489-6491